

事務連絡
令和3年1月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の正誤について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」という。）において、官報の誤りがありました。

改正省令の施行日である令和3年4月1日までは、官報正誤が行われる予定ですが、原稿誤り及び印刷誤りの内容は別紙の新旧対照条文のとおりですので、条例作成に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。